

多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定募集要項

第 1 公募の趣旨

多摩市児童発達支援事業「多摩市ひまわり教室」は、障害福祉課発達支援室において、平成 25 年度より、児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定される児童発達支援事業として実施しています。

多摩市では、令和 9 年度に同事業を児童福祉法第 43 条に規定される児童発達支援センターへ指定変更することを予定していることから、令和 9 年度から令和 13 年度までの多摩市ひまわり教室運営業務について、児童発達支援センターとして必要な機能を踏まえ、専門的かつ安定的な療育支援を実施できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

本事業の運営にあたっては、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、利用児童やその保護者に対し、専門的な質の高い療育支援を提供していく必要があります。そのため、利用児童への専門療育及びその保護者への支援について、価格競争という視点のみではなく、事業者の創意工夫による提案を受けることで、民間の専門的スキルを活かし、よりよい療育支援を行える事業者の選定が期待できることから、公募型プロポーザル方式を採用します。

第 2 応募資格

本事業への応募資格は、下記の要件をすべて満たす法人とします。

- ① 児童福祉法第 43 条に規定される児童発達支援センター事業の運営実績を有する法人であること。
- ② 法人が過去に、東京都からの一部効力停止通知を一度も受けていないこと。
- ③ 申込時点及び参加決定通知時点において、多摩市から指名停止措置を受けていないこと。

第 3 契約期間及び委託期間

- ① 契 約 名：多摩市ひまわり教室運営業務委託
- ② 契約予定日：令和 9 年 1 月上旬
- ③ 履 行 期 間：契約締結日の翌日 から 令和 14 年 3 月 31 日までの 6 か年度。

第 4 契約目途額

契約目途額 483,124,452円

《内訳》 令和 8 年度 0 円

令和 9 年度 94,919,162円

令和 10 年度 95,587,044円

令和 11 年度 96,629,324円

令和 12 年度 97,525,541円

令和 13 年度 98,463,381円

※この価格を超えた見積金額は失格となります。

※本事業は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業に該当し、消費税法第 6 条及び同法別表第 2 第 7 号ロに基づき非課税とされているため、契約目途額には消費税を加味していない。

第 5 支払い方法

毎月払い

第 6 委託施設及び施設備品（市所有備品）

- ① 所在地：東京都多摩市諏訪5-1 諏訪複合教育施設「かけはし」内
(鉄筋コンクリート4階建ての一部：別添施設周辺図・平面図参照)
- ② 通所施設名：多摩市ひまわり教室
- ③ 延べ床面積：約 390 ㎡ ※他に屋外園庭スペース 135 ㎡
▶事務専用スペースとして2階に事務室があります。
- ④ 施設備品：市所有備品あり

第 7 事業形態

1. 児童福祉法に基づく児童発達支援事業

- ① 利用定員 1日あたり 27 人(令和8年6月現在、登録者数約 20 名)
- ② 対象児童 多摩市に住所を有する心身の発達に遅れや心配のある満2歳以上の就学前児童
- ③ 訓練日 原則 月曜日から金曜日
- ④ 療育時間 原則 午前9時 30 分から午後1時 45 分まで
午後クラスについては、原則 午後2時 20 分から午後4時 00 分まで
- ⑤ 療育実施日 ・1日クラス：週 5 日
・午後クラス：週 2 日(以上)
・個別療育：週 3 日(以上)、1 日 2 人程度(以上)
- ⑥ 休園日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始
春季・夏季・冬季休業期間(概ね各1週間程度)
- ⑦ 施設の利用可能時間

児童発達支援事業以外の事業を実施する場合は、次の施設開館日及び開館時間の範囲内とします。

※諏訪複合教育施設開館日 月曜日から土曜日（年末年始・祝日を除く）

※諏訪複合教育施設開館時間 午前8時 30 分から午後6時 30 分まで

第 8 委託業務の内容

1. 療育に係る業務

児童福祉法に基づく児童発達支援事業（障害児通所支援）として、心身の発達に遅れや心配のある児童に対し、個別支援計画を作成してグループ療育や専門療育を行い、子どもの主体性、社会性を育てていくように支援すること、またその保護者に対する支援を実施するものとします。原則として、次の業務を実施します。

- ① 利用児童の感覚運動的機能、身体処理、集団生活等の社会的自立に必要な能力の発達及び身体機能・言語発達促進等を図るため、児童一人ひとりに個別支援計画を立て、1 日クラス及び午後クラスによるグループ療育並びに言語療法、作業療法、心理療法等の専門療育を実施し、計画に基づく次の内容に関すること。なお、午後クラス及び個別療育については、保育所、幼稚園等に通っている児童の利用も想定するものとする。
 - (ア) 日常生活や遊びを通しての基本的動作の指導
 - (イ) 社会的自立に必要な発達を図るための生活指導
 - (ウ) 言語療法・心理療法・作業療法・音楽療法等の個別指導
- ② 利用児童の健康管理、栄養管理、安全確保、情緒の安定に関すること
- ③ 入園児判定会議における新規申請者への面談及び書類作成等
- ④ 保護者への支援
- ⑤ 児童の送迎（通所利用している希望者。令和8年6月現在、約 20 名利用）
※親子通園は利用不可。
- ⑥ 食育及び食事支援に関すること
 - (ア) 配食方式による食事提供への対応（調理作成以外）
 - (イ) 児童の発達段階、障害特性、健康状態、アレルギー等に応じた食事支援
 - (ウ) 食品衛生管理者を 1 人以上配置し、衛生管理を適切に行うこと
 - (エ) 児童の健康管理及び栄養管理に関すること
- ⑦ 防災、避難訓練
- ⑧ 感染症対策、衛生管理及び必要な消毒等の実施
- ⑨ 保護者等からの要望、苦情への対応
- ⑩ 移行支援及び地域支援・地域連携に関すること
 - (ア) 保育所、幼稚園、学校等との連携及び助言
 - (イ) 就学に向けた移行支援
 - (ウ) 関係機関との情報共有及び連携体制の構築

(エ) 地域資源の活用及び地域支援への参画

- ① 運営状況報告書・児童指導日誌・児童台帳兼個人療育記録等の作成、福祉サービス受給者証・契約内容報告書の記入作成等、及び市への報告に関すること
- ② 利用児童への虐待防止のための対応
- ③ 預かり保育の実施（給付対象外。利用者の中で希望する家庭）

2. 施設の維持管理に関する業務

事業施設（ひまわり教室）の日常清掃、整理整頓、付属設備及び物品の維持管理は受託者において行っていただきます。具体的には次の内容とします。

- ① 備品の管理・修繕
- ② 施設内美化及び清掃、ごみの廃棄（ごみ袋代含む）
- ③ 鍵の管理

3. 事故・災害等の対応に関する業務

- ① 火災・盗難その他事故発生の防止
- ② 災害発生を想定しての必要な訓練・対応
- ③ 感染症の予防及び発生時の対応

4. 事故発生時の対応と必要な措置（補償保険への加入等は委託料に含む）

5. 運営に関する業務

- ① 東京都国民健康保険団体連合会への給付手続き
- ② 利用者の費用負担に関する事務

第9 運営条件

1. サービス水準

以下の条件を全て満たすこととする。

- ・理学、作業、心理、言語、音楽療法等を専門スタッフにより実施していること。
- ・児童指導員または保育士、看護師、その他必要な職員が常駐していること。
- ・療育児童の送迎を実施していること。
- ・上記の職員については、受託者が直接雇用し、配置していること。

2. 職員配置基準

1日の定員は27人とし、配置職員は「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）、「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年東京都条例第139号）に基づく配置を行うこと。

- ・児童発達支援管理責任者 1人以上そのうち1人以上は専任かつ常勤
- ・管理者 1人配置（専従が原則ただし条件付きで兼務可能）
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

※児童指導員と保育士については、総数がおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 であること。

3. 職員配置時間

療育に必要な準備、保護者からの相談・問合せ等への対応が可能な時間を諏訪複合教育施設開館時間の範囲内で確保し、設定することとします。

注意事項:※児童の通園時の送迎用車両の確保及び車両に係る費用、人件費その他送迎(ガソリン代、保険料を含む)に係る費用については受託者で負担することとします。

第 10 職員の勤務条件等における法令遵守

職員の勤務条件等については、労働基準法をはじめとする関係法令に規定する最低基準を遵守してください。また、本事業は平成 24 年度から施行された多摩市公契約条例の対象事業となっています。条例内容を確認し、上記法令に加え、本条例に基づく労働条件の向上等に努めてください。

第 11 応募手続等

本事業への申込みを希望する法人は、次のとおり応募申込書類を提出してください。

1. 受付期間

令和 8 年 8 月 6 日(木)から令和 8 年 8 月 21 日(金)午後 5 時まで

2. 提出方法

事前に電話連絡の上、直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、提出期限日の午後 5 時必着とします。

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

3. 提出先

〒206-0024

多摩市諏訪五丁目 1 番地

諏訪複合教育施設 2 階 多摩市健康福祉部障害福祉課発達支援室担当

電話 042(374)2717

担当 中村・三上

4. 応募申込書類

① 応募申込書(応募様式 1)【1 部】

② 応募資格確認書類【1 部】

募集要項第 2 に定める次の応募資格要件を確認できる書類を提出してください。

ア 児童福祉法第 43 条に規定される児童発達支援センター事業の運営実績を有すること。

イ 法人が過去に東京都から一部効力停止通知を受けていないこと。

ウ 申込時点において、多摩市から指名停止措置を受けていないこと。

応募申込書類は、参加資格の確認に使用し、第一次審査及び第二次審査の評価対象には含めません。

第 12 参加資格審査及び参加決定

市は、応募申込書類に基づき、募集要項第 2 に定める応募資格要件を満たしているかを確認します。応募資格要件を満たしている法人には、令和 8 年 8 月 25 日（火）までに参加決定通知を送付します。応募資格要件を満たしていない法人についても、その結果を文書で通知します。

なお、参加決定通知時点において多摩市から指名停止措置を受けている法人は、本プロポーザルに参加できません。

第 13 審査書類の提出

参加決定通知を受けた法人は、第一次審査及び第二次審査に使用する書類を、次のとおり一括して提出してください。

1. 受付期間

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで

2. 提出方法

事前に電話連絡の上、直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、提出期限日の午後 5 時必着とします。

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

3. 提出先

〒206-0024

多摩市諏訪五丁目 1 番地

諏訪複合教育施設 2 階 多摩市健康福祉部障害福祉課発達支援室担当

電話 042(374)2717

担当 中村・三上

4. 第一次審査提出書類

各書類については、既存のパンフレット等を除き、原則として A4 版で作成してください。また、次の書類には、市指定の様式はありません。

- ① 定款(最新のもの)又は法人の登記簿謄本(審査書類提出日前3か月以内に発行されたもの)【1部】
- ② 過去3か年の決算書等財務状況確認書類【1部】
- ③ 法人概要【11部】
- ④ 法人の運営状況【11部】
- ⑤ 法人が実施する事業・施設等に関する書類【11部】

障がい児に対する事業だけでなく、その他の分野で実施している事業を含みます。既存の資料又はパンフレットを使用することができます。
- ⑥ 法人の保育・療育に対する取組や特色について【11部】

第一次審査提出書類は、別紙「多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定に係る審査基準書」に掲げる第一次審査の審査事項が確認できる内容としてください。

5. 第二次審査提案書類

- ① 委託業務実施についての基本理念・基本方針について(提案様式1)【11部】
- ② 委託業務に従事する職員について(提案様式2)【11部】
- ③ 委託業務実施に当たっての内容及び方法について(提案様式3)【11部】
- ④ 運営管理・安全管理・虐待対応について(提案様式4)【11部】
- ⑤ 地域の児童発達支援の拠点としての役割について(提案様式5)【11部】
- ⑥ 提案価格及び積算内訳について(提案様式6)【11部】
- ⑦ 委託開始準備と受託期間終了時の次期受託者への引継ぎ方法について(提案様式7)【11部】

提案書類は、A4版で作成し、指定の様式順にファイルへ綴じてください。また、審査の公平性を確保するため、提案様式1から提案様式7までには、法人名、法人のロゴその他応募法人を特定できる情報を記載しないでください。

提案書類は、別紙「多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定に係る審査基準書」に掲げる第二次審査の審査事項に対応した内容としてください。

6. 提案価格及び積算内訳

提案様式6には、本事業の受託及び運営に必要な5か年の提案価格、各年度の金額及び積算内訳を記載してください。

- ① 電気及び上下水道に係る費用並びに施設内定期清掃、設備保守点検等の施設管理に係る費用は、市が直接負担します。
- ② 前号に掲げる費用以外は、受託法人が負担するものとします。送迎用車両の確保及び車両に係る経費、通信運搬費、利用者に対する補償保険料並びに障害児通所給付費の請求事務に係る経費等を含みます。
- ③ 施設に既存する市所有備品は使用できますが、それ以外に事業の実施に必要となる物品及

び消耗品は、受託法人が用意するものとします。

- ④ 委託開始準備及び引継ぎに係る費用は、第 4 に定める契約目途額に含むものとします。

7. 質問の受付

審査書類の作成等に関する質問は、所定の質問書により、令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで、電子メールで提出してください。電子メール送信後、電話で送信した旨を連絡してください。

電子メールアドレス tm2140100@city.tama.tokyo.jp

質問及び回答は、令和 8 年 9 月 18 日（金）までに、参加決定通知を受けた全ての法人へ電子メールで送付します。

第 14 審査及び受託候補者の選定

1. 選定方法

公募型プロポーザル方式により、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、最適受託候補者及び次席者を選定します。

2. 審査委員会の構成

本プロポーザルの審査は、多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。委員長は、健康福祉部長とします。

- ① 健康福祉部長
- ② こども家庭センター長
- ③ 子ども青少年部幼児教育・保育担当課長
- ④ 教育センター長
- ⑤ 医師
- ⑥ 識見を有する者
- ⑦ 健康福祉部障害福祉課長
- ⑧ 健康福祉部発達支援担当課長

3. 第一次審査

第一次審査は、第 13 第 4 項に定める第一次審査提出書類について書面審査を行います。第一次審査評価点が最低基準点以上である者のうち、得点が高い順に上位 3 者までを第一次審査通過者とし、第二次審査の対象とします。第一次審査における次席者は設定しません。

第一次審査の結果は、令和 8 年 10 月 14 日（水）に、全ての応募法人へ文書で通知します。

4. 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者について、第 13 第 5 項に定める提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価します。各審査委員の評価点の合計と、事務局が算出した価格点を合算した点数を第二次審査評価点とします。

5. 総合評価及び受託候補者の選定

第一次審査評価点と第二次審査評価点を合算した 1,600 点満点を最終総合評価点とします。最終総合評価点が最低基準点である 960 点以上の者について、得点が高い順に順位付けを行い、最も得点が高い者を最適受託候補者とし、次に得点が高い者を次席者とします。

なお、審査対象事業者が 1 者の場合も最低基準点を適用し、最終総合評価点が最低基準点未満の場合は選定しません。同点となり順位を決定する必要がある場合は、審査委員の投票により決し、投票においても同数の場合は委員長が決します。

6. プレゼンテーション及びヒアリング

① 実施日時

令和 8 年 10 月 28 日(水)の市が指定する時間

② 実施場所

諏訪複合教育施設 202 研修室

③ 実施時間

質疑応答を含めて 30 分から 45 分程度

機材等の準備は、指定した開始時間の 15 分前から行うことができます。

④ 実施内容

提案書の説明方法及び説明内容は、応募法人の判断によるものとします。ただし、使用できる資料は提出済みの提案書類に限り、当日の資料の追加又は差替えは認めません。

⑤ 参加人数

応募法人の責任者及び担当者の中から 2 人又は 3 人程度

⑥ 使用機材

プレゼンテーションに必要となる機材は、応募法人が用意してください。ただし、電源及びスクリーンは市が用意します。

⑦ 匿名性の確保

プレゼンテーション時は、名札及び社章等を外し、応募法人を特定できない服装で参加してください。

7. 審査基準

審査項目、審査事項、配点、最低基準点、提案価格の評価方法その他審査の詳細は、別紙「多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定に係る審査基準書」のとおりとします。

8. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、指名業者選定委員会への報告及び承認後、全ての応募法人に文書で通知するとともに、最適受託候補者及び次席者の法人名及び所在地を多摩市公式ホームページに掲載します。

第 15 スケジュール

・募集要項の配付期間	令和 8 年 8 月 5 日(水)～8 月 19 日(水)
・応募受付	令和 8 年 8 月 6 日(木)～8 月 21 日(金)
・参加決定通知	令和 8 年 8 月 25 日(火)
・審査書類受付	令和 8 年 8 月 25 日(火)～9 月 30 日(水)
・質問受付	令和 8 年 8 月 25 日(火)～9 月 11 日(金)
・質問回答	令和 8 年 9 月 18 日(金)まで
・一次審査(書類審査)	令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 9 日(金)
・一次審査結果通知	令和 8 年 10 月 14 日(水)
・第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	
	令和 8 年 10 月 28 日(水)
・選定結果通知	令和 8 年 12 月中旬
・委託契約締結	令和 9 年 1 月上旬
・業務引継期間	契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日
・業務開始	令和 9 年 4 月 1 日

第 16 その他

- 多摩市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- 応募に関する書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、多摩市は、委託事業者の公表等必要な場合には、応募に関する書類等の一部又は全部を無償で利用できるものとします。
- 本応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- 提出書類は、返却しないものとします。
- 本要項に記載のない事項、及び事業実施に係る詳細事項については、委託事業者決定後、市と事業者との協議の上、定めるものとします。
- 本事業は多摩市公契約条例対象の事業です。労務報酬に下限額があります。当該業務に従事する労働者の雇用の安定に努めること。多摩市公契約条例について、詳しくは以下の URL をご確認ください。
<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/1005547.html>
- 審査委員に不当な接触をした者又は接触しようとした者は、失格とします。

- 提出書類は、多摩市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。
- 市は、応募者の承諾なく、提出書類を本プロポーザル以外の目的に使用しません。ただし、選定結果の公表その他本要項に定める場合を除きます。